

## 一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 28 年 9 月 12 日

申請者 浅川 哲郎  
論文題目 米国における遺産税の歴史的考察—事業承継税制を中心に—  
審査員 吉村政穂、布井千博、藤枝純

1 少子・高齢化が進む中、日本では格差固定化の防止という観点から相続税強化の方向で議論・改正が進んでいる。その一方で、国際的な潮流としては、遺産税・相続税の縮減・廃止という改正を実施する国が多く見られるようになってきている。特に米国では、「米国の価値観」を損なうとの理由から、廃止に向けた政治運動が大きく盛り上がった。こうした国際的な動向と比べて、日本における議論の低調さは注目に値する。本論文は、米国における遺産税の変遷、特にその転換点での政治的言説を分析し、日米での議論の相違を明らかにするとともに、その制度的な要因を検証するものである。また日本でも、近年事業承継税制の整備が進められ、これまでの議論にどう接合していくかが課題となっているところ、(特に米国における) 企業家の関わりについて取り上げる点に本論文の意義を認めることができる。

本論文は、「序章 研究の目的と意義」、「第 1 章 米国連邦遺産税の歴史—シャウプ使節団における問題意識の背景について」、「第 2 章 第二次世界大戦後の多様な価値観の創出と連邦議会の対応」、「第 3 章 米国における遺産税と事業評価」、「第 4 章 信託を利用した資産継承と世代跳梁税の展開—デュポン社の事例を中心として」、「第 5 章 信託における経営権の留保と課税関係—バイラムの裁判例を中心に」、「第 6 章 資産凍結手法への連邦議会の対応とファミリー・リミテッド・パートナーシップの発展」、「第 7 章 わが国における相続税制の展開」、「第 8 章 わが国における事業承継の沿革とこれからのあり方」、「終章 資産税のあり方について」によって構成されている(さらに「補論 米国における不動産評価」が付されている)。

第 1 章及び第 2 章は、米国遺産税の導入期から戦後の整備期(世代跳梁税の導入など)における議論の紹介を行っている。制定時点では、財政上の要請のみならず、成功した企業家を含めた政治的指導層が再分配の必要性から導入を支持したことが指摘される。また、戦後に遺産税の整合性を高めるような改正が提案・導入された過程をみていく中で、遺産税に関する改正の特徴として、①急進的な改革が多いこと、②党派的な対立軸とは異なる政治的対立を軸にしていること、および③地方選出の議員が強い関心を示す傾向が見られることを指摘する。この点を踏まえ、タックス・サリエンス(tax salience)の枠組による説明が妥当することを検証している。

第 3 章では、最近の遺産税の動向について紹介・分析している。共和党政権下での決定(2001 年)によって 2010 年に遺産税がいったん廃止された後、オバマ政権下で遺産

税はどう再措定されることになったのかを検証している。

こうした制度面での展開に加え、遺産税に対して米国の企業家がいかに対応してきたかを通観するため、第4章ではデュポン社のエステート・プランニング（この報道をきっかけに導入された世代跳梁税）、中小企業レベルでしばしば採用されるプランニングとして、第5章では信託を利用した事例、第6章ではパートナーシップを利用した事例をめぐり問題について分析を加えている。

第7章及び第8章では、わが国における相続税制の変遷と事業承継税制をめぐり議論について検証している。「家族の責任」を基準に制度改正が進められた相続税が、シャウプ勧告によって課税の公平性・民主的租税観を担うものと期待されるようになったことを明らかにし、それが近年に至るまで維持されていることを示している。

以上を踏まえ、終章では、改めて日本の相続税制の特徴を明らかにし、シャウプ勧告で埋め込まれた「理論と哲学」を維持していくことの意義を強調した上で、今後予想される課題への見取り図を提示している。

2 本論文は特に以下の点において評価することができる。第1に、米国における遺産税の変遷を通観する資料的価値である。日本では遺産税・相続税に対する学問的関心はそれほど高くなく、米国の遺産税の歴史を丹念に後付けた点で、一定の価値が認められる。また、米国における遺産評価ルールと、実際に利用される事業承継スキームを具体的に紹介している点は、米国で実務経験を積んだ浅川氏の強みを生かした成果といえるだろう。

第2に、米国における遺産税が大きな変動を経験するのに対して、日本ではあまり大きな変化は見られない。こうした国ごとの制度改革の姿勢の違いについて、一つの仮説を提示し、要因の解明に一定程度成功したと評価できる。

具体的には、行動経済学におけるセイリエンス (salience) の議論（特に政治的セイリエンス）を用いた説明を試みた。米国では、米国遺産税の控除は高めに設定され、納税義務者の数も少ない。そのため、政治運動の影響を受け、大きな改正が実現しやすい。これに対して、シャウプ勧告の民主的租税観が反映され、比較的広い範囲が課税対象となることが構想された日本の相続税の場合は、相対的に利害関係者が多く、改革は漸進的なものになる。本論文は、社会的に注目された事件を踏まえて改正に結び付いた政治的な言説を具体的に分析し、この点を跡付けている。

第3に、さらに米国では、上記の理由から、潜在的な納税義務者、特に企業家たちによる働きかけが政治的に大きな影響を持ち、事業承継と遺産税の関わりが早くから論点となっていた。これに対して、課税対象の広い日本では、むしろ家族のあり方と結びつけて議論される傾向があった点も指摘する。日本における企業家の発言も、こうした傾向を踏まえたものとなっていたことを明らかにする。

3 もっとも、分析対象として具体的なスキームや政治的な言説を多く取り上げた結果として、論文構成上の問題を抱えることになった点は否めない。理論的な分析枠組の提示と具体的な事例分析の関係が判然としない箇所も見られた。

また、事例分析に依拠しているため、遺産税適用の全体像を俯瞰するには限界があったことも指摘できる。政治的な言説として表明された「価値観」についても、その実体を明らかにする努力がもっと必要であっただろう。制度間の比較としては、異なった視点から分析もあり得たところで、政治学等の成果を利用した、仮説のさらなる検証が今後の課題と言える。ただし、これらの点は、今後の研究によって理論深化を期待できるものであって、本論文それ自体の評価を何ら損なうものではないと考える。

4 浅川氏は、米国での留学（MBA 取得）・会計事務所での勤務を経験し、米国でのエスレート・プランニングの隆盛に対する関心を基礎に本論文の執筆に当たった。本論文は実務と理論の架橋をめざす経営法務専攻にふさわしい内容である。以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者 浅川哲郎 氏に一橋大学博士（経営法）の学位を授与することが適当であると判断する。